

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p><b>第二十二條の二關係</b>  <b>宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて（規則第十四條の十一關係）</b></p> <p>宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、旧姓使用を希望する者に対しては、宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される。この場合、旧姓が併記された宅地建物取引士証の交付を受けた日以降、書面の記名押印等の業務において旧姓を使用してよいこととする。</p> <p>ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。</p>	<p>（新設）</p>